

生徒心得

この生徒心得は、生徒一人一人が、明るく規律ある学校生活を実現するためのものであり、本校生徒としての責任と義務を果たすことによって、品位と知性を備えた豊かな人間性を養おうとするものである。

第1章 礼儀

- 1 常に礼儀を重んじ、社会生活上必要な礼法を身に付けるよう努める。
- 2 相手に対する信頼と尊敬の念を忘れず、自ら進んで礼を尽くすようにする。
- 3 来校者には親切に対応し、礼を失することがないようにする。
- 4 礼儀正しい言葉遣いと挨拶に心掛け、本校生徒としての品位を保つようにする。

第2章 服装等

- 1 服装は、いたずらに流行にとられることなく、常に清潔端正を旨とするよう心掛ける。
- 2 登下校、校外での教育活動及び休日の部活動等のときは、制服を着用する。
ただし、休業日の部活動においては、部指定のものを着用しての登下校を認める。
- 3 制服は、学校指定のものを着用し、次のことに留意して、みだりに改造してはならない。
また、着用期間は、気候等に応じて柔軟に対応する。

(男子生徒)

- (1) 冬服 学校指定の制服(上着・カッターシャツ・冬用ズボン)を着用する。
- (2) 夏服 学校指定の制服(ボタングワンのシャツまたはポロシャツ・夏用ズボン)を着用する。
下着類は、無地の白とする。
- (3) 靴下 式典(始業式・終業式・入学式・卒業式)ならびに、学校から指定があった時には、学校指定の靴下を着用する。
頭髪服装指導の際は、学校指定の靴下で指導を受ける。
通常の学校生活においては、以下の靴下を許可する。
① 色 : 黒・紺・グレー(無地でワンポイントまで可)
② 長さ: くるぶしが隠れる程度
- (4) 防寒着 黒・紺・茶系とする。
- (5) ベルト 学校指定のものを着用する。

(女子生徒)

- (1) 冬服 学校指定の制服(上着(セーラー)・冬用スカートもしくは冬用ズボン・リボン)を着用する。
- (2) 合服 カーディガンにて温度調整。
- (3) 夏服 学校指定の制服(上着(セーラー)またはポロシャツ・夏用スカートもしくは夏用ズボン)を着用する。肌着(インナートップ)は、無地で下着が透けないものとする。
- (4) 靴下 式典(始業式・終業式・入学式・卒業式)ならびに、学校から指定があった時には、学校指定の靴下を着用する。
頭髪服装指導の際は、学校指定の靴下で指導を受ける。
通常の学校生活においては、以下の靴下を許可する。
① 色 : 黒・紺・グレー(無地でワンポイントまで可)
② 長さ: くるぶしが隠れる程度
- (5) 防寒着 黒・紺・茶系とする。
タイツについては、黒の80デニール以上のものとする。

- 4 通学靴は、男女とも黒革靴(ローファータイプ)を着用する。
- 5 ピアス・ネックレス・ブレスレット・指輪等の装飾品の着用は、禁止とする。
- 6 上履き・体育館シューズ・グラウンドシューズ・体操服・実習服等は、学校指定のものを着用する。
- 7 学校指定以外のものを身に付けるときは、ホームルーム担任に異装許可願を提出し、異装許可証の発行を受ける。

第3章 頭髪等

- 1 頭髪は、常に清潔感を保ち、不快感を与えないようにしなければならない。
- 2 頭髪の基準は、次のとおりとする。

(男子生徒)

- (1) 前髪は、目にかからないようにする。
- (2) 横髪は、耳にかからないようにする。
- (3) 後髪は、襟にかからないようにする。
- (4) パーマ・染色・脱色・剃りこみ等の加工及び特異な髪型は、禁止とする。

(女子生徒)

- (1) 前髪は、髪を自然にたらしめた状態で目にかからないようにする。
- (2) 横髪は、髪を自然にたらしめた状態で襟足の延長線よりも長くないようにする。
- (3) 後髪は、髪を自然にたらしめた状態で制服の襟足にかからないようにする。
- (4) 上記(2)及び(3)に違反するときは、次の処置をとる。
 - ①髪を切り基準の長さに整える。
 - ②無地の黒・紺・茶系のゴムでくる。(装飾性のあるゴムは禁止)
 - ③無地の黒・紺系の細いピンで留める。
- (5) パーマ・染色・脱色等の加工及び特異な髪型は、禁止とする。

3 次のことは、禁止とする。

- (1) 髭を伸ばすこと
- (2) 眉の形を加工(幅を短くする、細くする等)すること
- (3) 爪を必要以上に伸ばすこと
- (4) マニキュアやペディキュア化粧等を行うこと
- (5) ピアッシング(ピアスの穴あけ)及びピアスを行うこと

第4章 携行品

- 1 全ての持ち物には記名をし、物品及び金銭等の貸し借りをしない。
- 2 通学カバンは、学校指定のものを携行しなければならない。
- 3 部活動等で使用するバッグは、事前にその色・形状等について、部活動顧問及び生徒支援部の許可を受ける。
- 4 危険物の持ち込みは、禁止とする。
- 5 学習に直接関係のない物の校内での使用を禁止する。
- 6 必要以上の金銭や貴重品等については、持ち込まないようにする。

第5章 校内生活

校内においては、次のことを留意し、静粛で秩序正しい行動を心掛ける。

- (1) 上履き・体育館シューズ・グラウンドシューズ等は正しく使用する。
- (2) 自己の学用品・衣類その他の物品等は、各自で管理する。
- (3) 貴重品の管理については、各自で十分に注意する。
(教室の施錠に心掛け、貴重品袋を活用すること)
- (4) 病気等により欠席するときは、必ず保護者からホームルーム担任に連絡をしてもらう。
- (5) 登校時における遅刻のときは、職員室で入室許可証の発行を受ける。
- (6) 病気等により早退しなければならないときは、ホームルーム担任に申し出、早退許可証の発行を受ける。
- (7) 体調不良等により授業を欠席しなければならないときは、教科担任又はホームルーム担任に申し出て、その許可を受ける。
- (8) 登校後は、無断で校外へ出ることを禁止する。やむを得ず外出するときは、ホームルーム担任に申し出、外出許可証の発行を受ける。
- (9) 校内で本校関係者以外の者と面会するときは、ホームルーム担任に申し出て、その許可を受ける。
- (10) 昼食は、昼休み時間内に、教室等所定の場所でとるようにする。
- (11) 校内への掲示及び印刷物の配布は、生徒会顧問に申し出て、その許可を受ける。

- (12) 許可なく金銭や物品を徴収することは、校内外を問わず、禁止とする。
- (13) 紛失・盗難等が発生したときは、速やかにホームルーム担任に申し出、紛失届を提出する。
- (14) 金品を拾得したときは、直ちにホームルーム担任又は生徒支援部に届け出る。
- (15) 公共物を愛護し、環境整備や校内美化に努める。
- (16) 許可なく学校の施設・設備を使用することは、禁止とする。使用するときは、管理責任者に申し出て、その許可を受ける。また、使用後は、整理整頓に努める。
- (17) 校内の施設・設備を汚損・破損したときは、直ちにホームルーム担任又は生徒支援部に申し出て、その指示を受ける。
- (18) 掃除は、担当職員の指導に従い、受け持ち区域の清掃を丁寧に行う。
- (19) 掃除道具は、大切に使用し、所定の場所に保管する。用具の破損・紛失があるときは、直ちに担当職員に申し出る。
- (20) 自動販売機の使用は、平日は昼休みと放課後のみとする。

第6章 校外生活

校外においては、次のことを留意し、高校生としての品位を保ち、良識ある行動を心掛ける。

- (1) 身分証明書は、常に携帯する。
- (2) 外出の際は、必ず行き先と帰宅時刻等を保護者に告げ、常に自己の所在を明らかにしておく。
- (3) 夜間はなるべく外出を避け、やむを得ず外出したときでも、21:00までには帰宅する。
- (4) 無断外泊は、禁止とする。
- (5) 良識ある交友関係に留意し、健全な友情を培うように努める。
- (6) 異性間の交友は、高校生としての限度をわきまえるようにする。
- (7) 飲酒を目的とする飲食店や成人向け映画館等への入場は、禁止とする。
- (8) スロット・パチンコ等の不健全な娯楽場への入場は、禁止とする。
- (9) カラオケボックス・インターネットカフェ等への入場は、できるだけ慎むようにする。
- (10) ボランティア・スポーツ等の外部団体に加入するときは、ホームルーム担任に申し出、団体加入願を提出する。
- (11) 校外で事故が発生したときは、直ちにホームルーム担任に申し出る。

第7章 アルバイト

1 長期休業中は、以下の条件を満たし所定の手続きを経て許可する。

- ① 過去半年以内に特別指導を受けていないこと。
- ② アルバイト願が提出された学期において、欠席日数が3日以内、遅刻回数が5回以内
- ③ 直近の学期成績又は成績評価において、35点未満の教科・科目を有しないこと。

2 長期休業中以外でアルバイトをしなければならない特別な事情がある場合には、以下の条件を満たし所定の手続きを経て許可する。

- ① 理由が正当であるか。
家計の状況、保護者の状況、家族構成、奨学金の有無、企業からの求人など。
- ② 使用目的(スマートフォン等の使用料や貯金等は該当しない)。
- ③ 人物、行動、成績。
○ 過去1年以内に特別指導を受けていないこと。
○ 当該年度の欠席が3日以内、遅刻が5回以内であること。
○ 直近の学期成績又は成績評価において、35点未満の教科・科目を有しないこと。
- ④ 長期休業中以外のアルバイトの許可は、条件を確認し、生徒支援部との面談を行い、学期ごとに更新する。
※ 原則として、1年次の1学期のアルバイトは禁止。

第8章 禁止行為

いかなる場合においても、次に該当する行為をしてはならない。

- (1) いじめ行為

- (2) 威圧・暴力行為
- (3) 脅迫・恐喝行為
- (4) 万引・窃盗行為
- (5) 器物破損行為
- (6) 危険玩具・凶器等の所持行為
- (7) 考査時の不正行為
- (8) 無届アルバイト行為
- (9) 飲酒・喫煙行為
- (10) 薬物乱用行為
- (11) 不良交遊行為
- (12) 交通に関する違反行為
- (13) 不健全娯楽場への立入行為
- (14) インターネット・メール等の悪用行為
- (15) その他本校生徒としての信用失墜行為
- (16) 授業妨害

第9章 通学及び自動車免許等

- 1 常に高校生としての本分を自覚し、交通ルールや交通マナーなど交通道徳を守り、交通安全に努める。また、余裕をもって登校し、授業を受ける態勢を整える。
- 2 通学は、原則として、徒歩又は公共の交通機関によらなければならない。
- 3 普通自動車免許の取得は、卒業後とする。
- 4 自動車学校への入校の許可については、校納金に滞納のない者に限り、次のとおりとする。
 - (1) 3年次の第3回考査終了後から許可する。
 - ①卒業見込のある者
 - ②校納金に滞納がない者
 - (2) 次の条件をすべて満たす者に限り、3年次の11月から順次許可する。
 - ①卒業見込のある者
 - ②入校希望日から遡り、半年以内に特別指導を受けていない者
 - ③校納金に滞納がない者
 - ④交通違反で指導を受けていない者
 - ⑤校則違反等で度重なる指導を受けていない者
 - ⑥服装、頭髪等で校則を遵守できる者
- 5 次に該当するときは、自動車学校への通学を禁止する。
 - ①学校を欠席又は早退したとき
 - ②考査期間中(考査時間割発表から考査終了まで)
 - ③授業中及び朝の学習時間に自動車学校の教本等を出していたとき
 - ④違反通知書による指導を受けたとき
 - ⑤特別指導による指導期間中
- 6 バイク及び自転車については、次のとおりとする。
 - (1) 原動機付自転車免許及び自動二輪免許の取得は、卒業後とする。
 - (2) いかなる場合においても、2人乗りをしてはならない。
 - (3) 自転車による通学は、禁止とする。

附則 この生徒心得は、令和8年4月1日より施行